

東高生としての生活の目標

全ての生活指標

一 凛とした生活を心がけよう。そのために次のことを心がけましょう。 一

- 1 高等学校の生徒として常に**知性**を磨きながら、社会の一員として自主・自立・**責任**の精神を培おう。
- 2 身だしなみや所持品等は端正・清潔・簡素を心がけ、**清純**さを失わないように努めよう。
- 3 より良い人間関係を築くため、相手の考え方や立場を理解し、言動には思いやりをもって礼儀正しく接する態度を培おう。
- 4 集団で行動する場合は、その目的を正しく把握し、群集心理に陥ることなく、集団の一員として目的達成に協力しよう。
- 5 家庭では、自分の立場と役割を認識し、家族との対話を通して、将来の生活設計をたてるよう努めよう。

学校生活及び家庭生活の規律

(挨拶)

- 1 さわやかな挨拶を常に心がけ、校長室・職員室・事務室等の入退室ではそのマナーを守るなど、社会人としての素養を身につけるよう心がけること。

(欠席)

- 2 無断で欠席をしないこと。やむを得ず欠席する場合は、午前8時から8時25分の間に、保護者を通じて学校へ届け出ること。

(遅刻)

- 3 始業時刻（8時35分HR教室で着席）に間に合うように登校すること。やむを得ず遅刻する場合は、保護者を通じて学校へ届け出ること。なお、遅刻した場合は、職員室で入室許可証の発行を受けてから教室に入ること。遅刻を重ねる者に対する指導は、別に定める。

(放課前の外出)

- 4 登校後は、放課になるまで無断で校外へ出ないこと。外出の必要が生じた場合は、学級担任に外出許可証をもらって外出し、再登校後は許可証を学級担任に返却すること。また、早退をしなければならぬ場合も学級担任の許可（許可印）を得ること。

(下校時刻)

- 5 下校時刻は、午後5時とする。それ以降生徒会活動・部活動を継続する必要がある生徒は、事前に残留活動許可願を提出すること。その場合も午後8時を限度とする。

(公共物)

- 6 校内の施設・設備を破損・汚損しないこと。万一破損・汚損した場合は、学級担任にその状況を届け、必要に応じて修理費を負担すること。

(校内掲示物)

- 7 掲示物を校内に掲示する場合は、担当教員の許可を得ること。なお、掲示物の内容が個人的なものや生徒の営利活動に関わる場合は許可されない。また、許可されたものであっても指定された場所以外に掲示することはできない。

(持ち物管理)

- 8 持ち物は各自が責任をもって管理し、校内で物品が紛失したり、物品を拾得したときは、直ちに学級担任か係に届け出ること。
- 9 物品の無断借用や、金銭の貸借をしないこと。
- 10 生徒手帳は常時携帯し、生徒手帳や学割証等を他者に貸したり譲ったりしないこと。

(反社会的行為)

- 11 飲酒・喫煙及び、シンナー・覚醒剤などの薬物乱用行為をしてはならない。
- 12 青少年保護育成条例等により、未成年者または18歳未満の立ち入りを禁止している場所や、非行の誘因となったり、犯罪の被害者となる可能性がある風紀上好ましくない次の場所へは立ち入ってはならない。

パチンコ店、麻雀倶楽部、競輪場、競艇場、競馬場、場外車券・船券・馬券売場等ギャンブル性のある遊技施設、成人向け映画館や成人向けショー等の興行場、酒場(スナック・バー等)、クラブ、ディスコ等

また、午後6時以降保護者が同席しないで、カラオケボックス、ビリヤード場、ゲームセンター等を利用してはならない。

(家庭における約束)

- 13 家族に、行き先や帰宅時刻を伝えてから外出すること。
- 14 青少年保護育成条例の規定による、午後11時～午前4時の深夜外出や、無断外泊をしてはならない。
- 15 全国高等学校PTA連合会が採択した『免許はとらない』、『乗らない』、『買わない』という『バイク三ない運動』を受け、在学中は許可なく運転免許を取得することはできない。
- 16 在学中は、原則としてアルバイトをすることはできない。

(政治的活動等)

- 17 政治的活動等(選挙運動、政治的活動、投票運動等)については次のとおりとする。
- (1) 公職選挙法に違反しないこと。
 - (2) 校内での政治的活動等は原則禁止する。
 - (3) 放課後、休日等の校外での政治的活動等は、保護者の理解のもとに適切に行うこと。

登校から下校までの身だしなみ（服装に関する規定）

（制 服）

- 1 服装は学校で定めた制服を着用する。
- 2 制服は以下のとおりとする。
男子：標準型学生服認証マーク入りの詰め襟学生服・学生ズボン、学校指定のカッターシャツ（長袖・半袖）
女子：学校指定のテーラードジャケット・ベスト・ブラウス（長袖・半袖）・スカート・スラックス
- 3 カッターシャツやブラウスの裾は、ズボンやスカートの内側に入れる。女子は通年、ベストを着用すること。
- 4 春と秋に更衣準備期間を設けるので、指示された日までに更衣を完了すること。
なお、身だしなみに関する運用規定は別に定める。

（校章・組章）

- 5 校章・組章を次のようにつける。

	男 子		女 子	
	冬 服	夏 服	冬 服	夏 服
校章	学生服の右襟	（カッターシャツのTHマーク）	（ブラウスのTHマーク）	（ブラウスのTHマーク）
組章	学生服の左襟	カッターシャツの左襟	ジャケットの左襟	ベストの左胸

その他の身だしなみ規定

（ 靴 ）

- 6 通学には革靴や白色を基調とした運動靴を使用し、ブーツや踵の高いものや華美なものを使用しない。

（ 鞆 ）

- 7 バッグは通学に便利で華美でないものを使用する。

（ソックス等）

- 8 通学のソックスは、白・黒・濃紺の無地とする。ただし、式典などの学校行事の時は、黒または濃紺とする。なお、女子がストッキング・タイツを着用する場合は、黒・濃紺・ベージュ系の無地とする。

（防寒着）

- 9 厳寒期、通学時に限り、制服の上に華美でない防寒着やマフラー等を着用してもよい。
なお、スパッツなどをスカートの内側に着用する場合は、外から見えないようにする。

(下 着)

10 下着やTシャツ類は、襟元、袖口などからはみ出さないように着用する。

(頭 髪)

11 頭髪は端正に整え、パーマ・染色・脱色・ワックスなど手を加えない。

(装身具等)

12 端正な身だしなみを心がけ、色つきの眼鏡等の使用、装飾品を身につける、化粧・マニキュアをするなど、高校生として学校生活に不必要なことはしない。

アルバイトに関する規定

- 1 本分である学業に専念するため、アルバイトをすることを原則として禁止する。
ただし、長期休業中に限り、2の条件を全て満たしたうえで、事前に手続きをすれば、勤労体験としてのアルバイトを許可する。
- 2 許可の条件
 - (1) 保護者から、アルバイトをさせたい旨の申し出があること。
 - (2) 学期末に欠点科目や、その学年の学年末に不認定科目がないこと。
 - (3) 出欠状況や授業態度、服装面など、健全な学校生活が送れていること。
 - (4) アルバイト先はアルコールを主として扱う店でないこと。また、業務は危険作業を伴わないこと。
 - (5) 労働時間が、午前8時～午後6時の内の8時間以内であること。
 - (6) アルバイトの日数が、長期休業日数の3分の2を超えないこと。
- 3 経済的理由など特別の事情により保護者から申し出のあった場合に、長期休業中以外のアルバイトを認めることがある。その場合の条件は以下のとおりとする。
 - (1) 欠点科目や不認定科目がなく、性行良好であること。
 - (2) アルバイト先はアルコールを主として扱う店でないこと。また、業務は危険作業を伴わないこと。
 - (3) 原則土・日・祝日とし、労働時間は午前8時～午後6時の内の8時間以内であること。
- 4 許可条件に反したり、高校生としてふさわしくない行動や服装をしたりすれば、許可を取り消し、指導を行う。

交通安全に関する規定

(総 則)

1 社会の一員として生命尊重の精神にたち、自他の安全に留意した行動をすること。

(自転車通学)

2 自転車通学を希望するものは、自転車店等で車体点検を受け、「自転車安全点検合

格車証明書」を記入し、係へ申し出て許可を得ること。

3 自転車通学を許可されるには、次の条件を満たしていること。

- (1) 交通法規や交通マナーを守ること。
- (2) 安全のために、自転車の整備点検を徹底して行い、雨合羽を準備すること。
- (3) 許可ステッカーを所定位置に貼り、指示された自転車置き場に駐輪すること。

(運転免許取得)

4 在学中に、運転免許を取得することはできない。ただし、遠距離通学による原動機付自転車（以下「原付」）の使用が許可された場合は、原付免許を取得することができる。

(遠距離通学による原付の使用)

5 通学距離がおよそ 15 km 以上であり、交通の便が悪く、通学が困難である場合、自宅から最寄りの駅まで原付の使用を許可する。

(自動車学校の入校)

6 3 年生で卒業後の進路が内定し、卒業後に運転免許が必要な場合に限り、許可を得て3年の冬休み以降に自動車学校に入校、または原付免許取得のための講習に参加することができる。ただし、運転免許証の取得は卒業後とする。